

## 【新型コロナウイルス】QLD州における家庭訪問規制の緩和等

2020年5月7日  
在ブリスベン総領事館

7日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、州民の努力によりQLD州におけるCOVID-19罹患者数が減少傾向にあるため、5月10日（日）の母の日から、同一世帯の最大5人までが他の家庭を訪問することが可能となる等につき、発表しました。

発表の概要は次のとおりです。

1 州民の努力によりCOVID-19感染抑制が効果を表している（新発症者数2に対し、回復者数4）ため、5月10日（日）の母の日以降、同一世帯の最大5人までが他の家庭を訪問することが可能となる。

2 明8日国家内閣が開催されるが、カフェ、レストラン、パブ及び退役軍人連盟の再開に向けてCOVID-19安全対策がとられる必要があり、そのための作業を急ピッチで進めている。

3 QLD州民を雇用している企業は、連邦政府のJobKeeper（雇用維持助成金）を利用して給与を支払う場合、州の給与支払い税は課されない。我々は企業の声に耳を傾け、この状況下で可能な限り企業を支援していく。

パラシェ首相の7日付メディア・リリースの内容については、以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/5/7/qld-covid19--thu-may-7-home-visit-rules-ease--business-plans-progress>

また、JobKeeper利用の際のQLD州給与支払い税免除については、7日付のパラシェ州首相兼貿易大臣及びトラッド州副首相兼財務大臣による共同ステートメント（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.covid19.qld.gov.au/updates/payroll-tax-exemption-on-jobkeeper-payments>

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/5/7/payroll-tax-exemption-on-jobkeeper-payments>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止

手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>